

第6章 実効性の確保

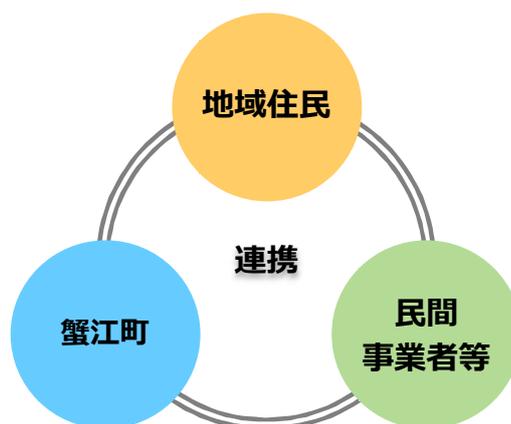
本計画による空家等対策については、その実効性を確保するために、地域住民、民間事業者、学識者、行政等が連携し、取り組むこととします。

6.1 地域住民、民間事業者等との連携

空家等の対策は、単なる町の住宅施策ではなく多岐にわたる問題のため、多様な主体との連携が必要となります。

特に、自治会等の住民は空家等の地域の実情に関する情報を保有しているため、地域住民との連携を図りつつ、空家等の対策に取り組めます。

また、関係する民間事業者等とも連携を図り、より有効な対策を推進します。



6.2 庁内連携体制

地域住民や所有者等からの情報提供や相談に的確かつ迅速に対応するため、庁内関係部局と連携し、空家等に関する相談体制を整えます。

【各部署の役割】

役 割	主な担当部署
○防犯に関すること（空家等への侵入等）	安心安全課
○衛生に関すること（不法投棄、害虫、動物等）	環境課
○樹木繁茂に関すること （敷地内での繁茂、道路や隣地への越境等）	環境課 土木農政課
○火災予防に関すること（火災の危険性等）	消防本部予防課
○税金に関すること（固定資産税等）	税務課
○空家等の利活用に関すること	まちづくり推進課 ふるさと振興課
○空家等対策の相談窓口 ○本計画の推進管理 ○建築に関すること（倒壊の危険性等）	まちづくり推進課

※ただし、個々の相談内容に応じて担当部署に協力を要請します。

〈イメージ図〉

